2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県山本郡藤里町藤琴字中高石五四、五五の六、九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百五十五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第六条第一項第七号に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示（平成二十五年経済産業省告示第百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

表電気事業者の項中「北海道電力株式会社」の次に「、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年十二月二十二日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一般社団法人日本海事検定協会から登録事項のうち、危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の変更の届出があった件

一　事業所の新設

名　称	所　在　地
八戸事業所	青森県八戸市沼館一丁目13番３号
鹿島事業所	茨城県神栖市大野原一丁目３番22号
千葉事業所	千葉県千葉市中央区蘇我一丁目20番16号
横浜第一事業所	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目３番地
伏木事務所	富山県射水市庄西町一丁目18番16号
清水第一事業所	静岡県静岡市清水区入船町４番18号
知多事業所	愛知県東海市東海町一丁目１番２号
四日市事業所	三重県四日市市尾上町１番地19
神戸第一事業所	兵庫県神戸市中央区新港町10番２号
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通四丁目４番の３
広島事務所	広島県広島市南区宇品海岸三丁目13番28号
尾道事務所	広島県尾道市栗原町１番１号
福山事務所	広島県福山市鋼管町１番地
徳山事業所	山口県周南市入船町６番20号
徳島事務所	徳島県徳島市助任橋三丁目28番地
坂出事務所	香川県坂出市京町三丁目３番８号
長崎事務所	長崎県長崎市出島町３番10号
大分事業所	大分県大分市松原町三丁目１番11号

二　変更年月日　平成二十七年一月一日

○国土交通省告示第千百七十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　パナマ事務所ベラクルス出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	PANAMA OFFICE VERACRUZ SUB-OFFICE（パナマ事務所ベラクルス出張所）
変更後	VERACRUZ OFFICE（ベラクルス事務所）

(二)　変更年月日　平成二十六年十一月一日